

禁 転 載 複 製
当 日 配 付

令和7年度 シャッター施工技能検定 特例講習

3級 試験問題

1 試験時間 30分

2 問題数 20題 (真偽法 20題)

3 注意事項

- (1) 試験開始の合図があるまで、試験問題の表紙(この表紙)以下はめくらないこと。
- (2) 答案用紙に、試験開始の合図の後に、受講番号及び氏名を記入すること。
- (3) 試験開始の合図で試験を始めること。
- (4) 答案用紙(マークシート用紙)へ解答する際は、鉛筆又はシャープペンシル(HB又はBのもの)を使用し、答案用紙に記載されている注意事項に従い、所定の解答欄に解答すること。
- (5) 試験中は、問題用紙以外の用紙にメモしたものや参考書等を参照することを禁止する。
- (6) 問題用紙を綴じてあるホッチキスは外さないこと。
- (7) 試験中は、携帯電話、スマートフォン及びウェアラブル端末等(電卓機能の使用を含む。)の使用を禁止する。
- (8) 机の上には、筆記用具又は飲料以外のものは置かない。
- (9) 私語は禁止する。
- (10) 試験中に質問があるときは、黙って手を挙げること。ただし、試験問題の内容及び漢字の読み方等に関する質問には答えられない。
- (11) 試験中に気分が悪くなったり、手洗いに立ちたいときは、黙って手を挙げて、係員の指示に従うこと。
- (12) 試験終了の合図があったら筆記用具を置き、係員の指示に従うこと。

【真偽法】

重量シャッターに関する各問いの命題について、正しい場合は○、誤っている場合は×を、答案用紙に記載されている事項に従い、該当するところにマークしなさい。

なお、各問いの中で表記されている「協会」とは、(一社)日本シャッター・ドア協会のことを指す。

問 1

協会の定める重量シャッター施工基準によれば、重量シャッターの施工を行う者は、施工が完了する前に、開閉の操作を行い適正に作動することを確認しなければならないとされている。

問 2

協会の定める重量シャッター施工基準において示されている、重量シャッターの施工の際に確認すべき事項のために、手動により当該シャッターを開放又は閉鎖させることについて、手動により当該シャッターを閉鎖させるということは、シャッターカーテンの自重により当該シャッターを降下させて閉鎖させるということである。

問 3

協会の定める重量シャッター施工基準では、重量シャッターの施工の際に手動により当該シャッターを開放又は閉鎖させて確認すべき事項の要件に、「適正に当該シャッターを上昇及び降下させることができる。」は含まれるとしている。

問 4

協会の定める重量シャッター施工基準では、重量シャッターの施工の際に手動により当該シャッターを開放又は閉鎖させて確認すべき事項の要件に、「上昇及び降下させている際に途中停止させることができる。」は含まれていないとしている。

問 5

協会の定める重量シャッター施工基準では、重量シャッターの施工の際に手動により当該シャッターを開放又は閉鎖させて確認すべき事項の要件に、「上昇中及び降下中に異常音がないこと。」は含まれるとしている。

問 6

協会の定める重量シャッター施工基準では、重量シャッターの施工の際に当該シャッターを手動により開放又は閉鎖させて確認すべき事項の要件に、「スラットに片寄り(片流れともいう。)がないこと。」は含まれるが、電動により開放又は閉鎖させて確認すべき事項の要件には含まれないとしている。

【真偽法】

問 7

協会の定める重量シャッター施工基準では、「座板が床面に対し均等に接地していること。」は、重量シャッターの施工の際に当該シャッターを電動により開放又は閉鎖させて確認すべき事項の要件に含まれるが、重量シャッターの施工の際に当該シャッターを手動により開放又は閉鎖させて確認すべき事項の要件には含まれないとしている。

問 8

協会の定める重量シャッター施工基準では、「シャッターカーテンの自重により当該シャッターを降下させた際の平均速度が、定められた数値の範囲内であること。」は、重量シャッターの施工の際に当該シャッターを手動により開放又は閉鎖させて確認すべき事項の要件に含まれ、「当該シャッターを上昇させた際の平均速度と降下させた際の平均速度が、定められた数値の範囲内であること。」は、重量シャッターの施工の際に当該シャッターを電動により開放又は閉鎖させて確認すべき事項の要件に含まれるとしている。

問 9

協会の定める重量シャッター施工基準では、「座板が適正な上限の停止位置で自動停止すること。」は、重量シャッターの施工の際に当該シャッターを電動により開放又は閉鎖させて確認すべき事項の要件に含まれるが、「シャッターカーテンに片下がりが無いこと。」は、重量シャッターの施工の際に当該シャッターを電動により開放又は閉鎖させて確認すべき事項の要件には含まれないとしている。

問 10

協会の定める重量シャッター施工基準では、ローラチェーンの張り具合は、シャッターカーテンを取付ける前のローラチェーンに張力が働いていない状態で確認するとされている。

問 11

協会の定める重量シャッター施工基準では、ローラチェーンのたるみ量とは、下側のローラチェーンの中央部分におけるたるみ量の寸法であるとされている。

問 12

協会の定める重量シャッター施工基準では、ローラチェーンのたるみ量の寸法は、開閉機側のスプロケットの中心と巻取りシャフト側のスプロケットの中心の間の距離(開閉機スプロケットとシャフトスプロケットの軸間距離という。)に対して一定の範囲内でなければならないとされている。

問 13

建築基準法関係法令では、防火区画に用いられる随時閉鎖式の防火設備には、予備電源が備えられていなければならないと定められている。

【真偽法】

問 14

建築基準法関係法令では、随時閉鎖式の防火設備には急降下防止装置が備えられていなければならないと定められている。

問 15

建築基準法関係法令では、防火シャッターが避難経路に設置された場合は、近接して直接手で開けることができ、かつ自動的に閉鎖する避難戸としての防火設備が設けられなければならないと定められている。

問 16

建築基準法関係法令では、防火設備の閉鎖に際して、人の通行の用に供する部分以外の部分に設けられるものにあつては、危害防止措置性能は求められないとされている。

問 17

建築基準法関係法令では、「防火シャッターの降下時の運動エネルギーが 15 ジュール以下であること。」が、防火シャッターの危害防止措置性能に係る要件の一つに定められている。

問 18

建築基準法関係法令では、「防火シャッターの降下の際に座板感知部の作動してからの停止距離が 10 センチメートル以下であること。」が、防火シャッターの危害防止措置性能に係る要件の一つに定められている。

問 19

建築基準法関係法令では、「防火シャッターが降下している際に、座板感知部の作動により防火シャッターの降下が停止した後、座板感知部の作動が解除されたら防火シャッターは速やかに再降下すること。」が、防火シャッターの危害防止措置性能に係る要件の一つに定められている。

問 20

建築基準法関係法令では、堅穴区画に用いられる防火シャッターには遮煙性能が求められているが、異種用途区画に用いられる防火シャッターには遮煙性能は求められていない。

以上